

佐渡税務署からのお知らせ

お問い合わせ 佐渡税務署 個人課税部門 ☎74-3276
 (自動音声案内「2」を選択してください)

平成23年分 青色決算説明会のお知らせ

税務署では、所得税の青色決算説明会を開催します。
 所得税の青色申告決算書は、所得税の確定申告書に同封し、1月下旬に発送する予定です。

また、給与等の支払いがある方には年末調整関係書類が年内に発送されますが書類に同封される日程表は、今回ご案内する説明会とは異なり、年末調整関係のみの説明会日程ですのでご注意ください。

注 平成22年分の所得税・消費税確定申告書を次の方法により作成し提出した方には、申告書・決算書等が送付されませんのでご注意ください。

- ① 確定申告書等作成コーナー(国税庁ホームページ)にて作成した方
- ② 確定申告会場(アミューズメント佐渡)でパソコンにて作成した方
- ③ e-Tax(インターネット)ソフトにて作成した方

平成23年分 青色決算説明会 日程

対象	開催日時	会場
事業・不動産所得関係	12月7日(水) 午前10時～正午	アミューズメント佐渡 2階文化情報センター (中原234-1)
	12月8日(木) 午前10時～正午	
農業所得関係	12月7日(水) 午後2時～4時	
	12月8日(木) 午後2時～4時	



税を考える週間

11月11日(金)～17日(木)
 国税局ホームページ www.nta.go.jp



消費税の届出はお済みですか？

個人事業者の方で、新たに課税事業者(消費税の申告・納付が必要な方)となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書」の提出が必要です。

《簡易課税制度》

基準期間(前々年)における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。この制度を平成24年分から適用して申告する方は、平成23年12月31日(土)までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

この制度を選択した場合、事業を

廃止した場合を除き、2年間以上継続した後でなければ選択をやめることはできません。

この制度は、「みなし仕入率」により納付税額を計算しますので、多額の設備投資を行った場合などで一般課税(簡易課税制度を選択しなかった場合)により計算すれば還付となる場合であっても、消費税の還付を受けることはできませんのでご注意ください。各種届出書は、e-Taxでも提出できます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。電話相談センターへお問い合わせください。電話相談センターのご利用は、税務署(☎74-3276)にお電話いただき、自動音声に従って番号「1」を選択してください。